

令和6年9月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請願一覧表	3
福祉生活病院常任委員会	4
議会運営委員会	7

陳 情 の 部

陳情一覧表	9
総務教育常任委員会	11
福祉生活病院常任委員会	14
農林水産商工常任委員会	19
地域県土警察常任委員会	21

請 願 一 覧 表

請願（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
福 6年-30 (R6.8.28)	福 祉 保 健	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願	4頁
福 6年-31 (R6.8.28)	福 祉 保 健	現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を提出することを求める請願	6頁

請願（新規）・議会運営委員会

議 6年-32 (R6.8.28)	議 会	請願者・陳情者の求めに応じた意見陳述制度の創設について	7頁
------------------------	-----	-----------------------------	----

請 願 文 書 表

請願（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－30 (R6.8.28)	福 祉 保 健	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願	

▶請願事項

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び財務大臣に対する意見書を提出すること。

▶請願理由

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が令和6年4月から引き下げられたことに怒り・不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねない。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。すでに令和5年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。

訪問介護は、特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は、令和4年度で15.5倍と異常な高水準である。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしている。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを令和6年度に月額7,500円、令和7年度に月額6,000円と見込んでいる。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけである。

以上の趣旨から、上記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願する。

▶提出者

鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一

▶紹介議員

市谷 知子

請 願 文 書 表

請願（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-31 (R6.8.28)	福 祉 保 健	現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を提出 することを求める請願	
▶請願事項 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書を提出すること。			

▶請願理由 政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証を廃止するとしているが、「マイナ保険証」をめぐる問題は問題が続出し、多くの国民が不安を抱えている。窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。こうした事態に被保険者や医療現場からも懸念の声が上がっている。とりわけ、認知症高齢者をはじめとするデジタル弱者にとっては、家族等の手助けがあって初めてマイナンバーカードを申請・取得し、さらに暗証番号の管理、診察のたびにマイナ保険証を持参することなどが容易ならざることを踏まえると、拙速な一本化は、健康保険証を持つことができない「保険証難民」の発生さえ危惧され、国民皆保険が根底から揺らぐ事態になりかねない。 いま必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返ることである。ついては、住民の健康を守る立場から、貴議会から国へ意見書を提出していただくようお願いする。			
▶提出者 鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一			
▶紹介議員 市谷 知子			

請 願 文 書 表

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-32 (R6.8.28)	議 会	請願者・陳情者の求めに応じた意見陳述制度の創設について	
<p>▶請願事項</p> <p>1 請願者・陳情者の求めに応じて、意見陳述の希望を申出する制度を構築すること。</p> <p>2 意見陳述実施に係る要件を緩和すること。</p>			

<p>▶請願理由</p> <p>私は、先に陳情を提出した。その際、議員の皆さんに、文章だけでは言い表せない自分の思いを伝えたいと思い、議会事務局に「意見陳述したい」旨を告げたところである。すると、</p> <p>「鳥取県議会においては、陳情の提出者からの意見陳述（願意の聞取り）について、所管委員会において協議し、必要があると判断された場合に行います。</p> <p>陳情者からの申出の有無にかかわらず、陳情者からの願意の聞取りを行うべきか否かを必ず協議することとなっておりますので、事前申出を受け付ける制度とはしておりません。」</p> <p>との返答があった。そこで、常任委員長などに「本人が意見陳述したいと言っていると、伝えておいてほしいです。」と伝えたところ、</p> <p>「繰り返しになってしまいますが、鳥取県議会においては、意見陳述を希望することについての申出を受ける制度を設けておりません。他の提出者との公平を期すため、申出をされた方だけに、特別な扱いをすることはできません。」</p> <p>との返答があった。</p> <p>しかし、そもそも、現在意見陳述は、多数決で決せられるところ、結局、採決で採択・趣旨採択を主張する議員と、意見陳述に賛同する議員が同じになりやすい。意見陳述を受けて、意見が変わったり、請願者・陳情者の正確な思いを知るきっかけにもなり得るのだから、出前県議会で県民の意見を広く聴取するなど、積極的な議会改革を進めている鳥取県議会でも、「開かれた議会」の一環で「多数決で、意見陳述をするかどうか決める」という制度そのものを改善してほしいと思う。</p> <p>これには、例えば、1～2名の賛同（動議が出せる程度）があれば、呼ぶようなシステムにするのもひとつだろう。事前に、請願者・陳情者に、意見陳述の申出をさせるシステムも作ってほしい（倉吉市議会や米子市議会などには制度がある。）。</p> <p>それがかなわないなら、ロビー活動を今より強化して、意見陳述にぜひ賛同するように、常任委員会前にあいさつ回りを1件ずつしないといけない。私は、議員の皆さんとのコミュニケーションや政治談議は大歓迎なのだが、私以外の人にとっては、もしかしたら敷居が高いかもしれない。</p> <p>については、上記事項のとおり、請願するものである。</p>
--

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

▶紹介議員

市谷 知子

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 6年－27 (R6.7.22)	総 務	公文書の適切な管理について	11頁
総 6年－39 (R6.9.9)	総 務	郵送時の特殊取り扱いに係るガイドラインの策定等について	12頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 6年－29 (R6.8.19)	福 祉 保 健	「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出について	14頁
福 6年－33 (R6.9.3)	生 活 環 境	産業廃棄物管理型最終処分場の設置促進について	15頁
福 6年－35 (R6.9.6)	福 祉 保 健	能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情	16頁
福 6年－44 (R6.9.10)	生 活 環 境	中国電力による県内の「太陽光発電等の出力制御」の現状と島根原発2号機再稼働後の影響、および地域経済への影響を検証することを求める陳情	18頁

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

農 6年－38 (R6.9.6)	農 林 水 産	主食用米の安定供給に係る意見書の提出について	19頁
-----------------------	---------	------------------------	-----

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 6年－24 (R6.7.22)	地 域	公文書施行に係るチェック体制の強化について	21頁
地 6年－25 (R6.7.22)	地 域	書類受付時のチェック体制の強化について	23頁
地 6年－26 (R6.7.22)	地 域	県民の声や照会等への適切な対応について	24頁

地 6年-28 (R6.7.24)	地 域	県民参画基本条例の趣旨を踏まえた県政の運営について	25頁
地 6年-34 (R6.9.6)	危機管理	UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情	28頁
地 6年-36 (R6.9.6)	危機管理	住民の安全な避難を確保するため、屋内退避に関する対策及び災害対策が実行されるまで、島根原発2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	30頁
地 6年-37 (R6.9.6)	危機管理	中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情	32頁
地 6年-40 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策に関して、鳥取県内における住民の納得と了解が得られるまで島根原発2号機の再稼働を見合わせることを求める陳情	34頁
地 6年-41 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	36頁
地 6年-42 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情	38頁
地 6年-43 (R6.9.10)	危機管理	島根原発の「安全性、安定供給、経済性、環境適合 (S+3E)」の現状と課題を県民に説明するまで、2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	39頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-27 (R6.7.22)	総 務	公文書の適切な管理について	
<p>▶陳情事項 鳥取県が、職務上作成し又は取得した公文書に関して、その管理の厳格化を求める。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>極めて由々しき事態が明らかになった。鳥取県が、大切な公文書を行方不明にしたのである。</p> <p>私は、鳥取県から、令和6年6月10日付けの通知（13日に到達）で、法令に基づく「書類を出すように」と言われたので、6月14日にその書類を提出した。この書類には提出期限があるが、もちろん、この私は、この期限をしっかりと守り、書類を速やかに作成し、6月14日付の受付印ももらっている。しかし、その後、「6月10日、書類の提出依頼を通知したところですが、現在まで提出がありません。」という旨の文書が、県から7月11日に届いた。前述のように、私は、6月14日に受付印ももらって、提出している。鳥取県が、書類を滅失させたことで、7月になって「提出がありません。」と通知が来たのであった。</p> <p>私はきちんと提出したのに、まるで私にミスがあったのかと思うほど、大変驚いた。しかもこの通知、部長名の通知なのである。きちんと確認したのだろうか。最近、鳥取県では、書類関係のミスが多い。個人情報漏洩、そして、今回の、提出文書の行方不明事件。</p> <p>公文書は、県民の権利義務に関わる重要なものであることに鑑み、本件のような書類滅失事件を二度と起こさせないように、鳥取県が、職務上作成し又は取得した公文書に関して、その管理の厳格化、情報共有の徹底をし、本件のような事態の再発防止をするべきことを執行部に求めていただきたく、陳情するものである。</p> <p>この陳情、心から採択をいただきたい、そうしないと、「失敗しても許される。」と、執行部を甘やかすことになってしまう。県議会の良識を、執行部に向けてぜひ示していただきたく、陳情するものである。</p>
<p>▶提出者 足羽 佑太 （倉吉市）</p>

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-39 (R6.9.9)	総 務	郵送時の特殊取り扱いに係るガイドラインの策定等について	
<p>▶陳情事項</p> <p>郵便料金の支出に際して、必要以上と思われる特殊取り扱いが付加され、「本人確認の求め」をするだけで、おおむね1,000円の郵便料金を支出する事態が発生した。</p> <p>これを受けて、次の事項を執行部に対して求めること。</p> <p>1 郵便料金・特殊取り扱いの支出に当たっては、文書の重要性などその必要性を精査し、地方自治法第2条第14項が定める「最小の経費」で支出を行うこと。</p> <p>2 どのような場合にどのような郵便手段・特殊取り扱いをするかのガイドラインを策定すること。</p>			

▶陳情理由

鳥取県に保有個人情報の開示請求をインターネット申請したところ、「本人確認の求め」が郵送されてきた。窓口申請の場合には職員がその場で本人確認するが、インターネット申請では事前にやらないので、郵送や持参で本人確認書類を提出されたいというものだ。なんと、その書類、約1,000円もする「配達証明郵便」で送られてきた。配達証明は、書留郵便にさらに付加する取扱で、裁判上の書類など、非常に重要な書類を送る場合、使われる。「本人確認書類を提出してね。」これを言うだけで、この特殊取扱いは、明らかに過大であると言わなければならない。

地方自治法第2条には、地方自治体が「最小の経費」で「最大の効果」を挙げよとの原則がある。郵便料金に係る支出についても、必要最小限度の支出であるべきである。（もっと言えば、事前に本人確認書類をインターネットで提出できれば、こんな手間も生じないはずである。）

※（参考）

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」

日本郵便の事故率はきわめて低いし、信書便法によって同社が負う守秘義務を思えば、普通郵便で十分である。仮に記録を付けるにしても、追跡サービスもある特定記録郵便（追加160円）で十分である。なお、本人確認の期限は、約1か月後に設定されており、速達性の必要なものでもなかった。

例えば、県政参画電子アンケートや、その他の報奨品の図書カードなどであれば、金銭的価値があるので、特定記録や書留系の郵便物でも良いと思うが、今回のような本人確認の求めの書類は、単に「書類を提出してください」というものなので、それ自体に金銭的価値があるものでもない。

今回の事案を受けて調べたところ、どのような書類を出す場合、どのような郵送手段（取り扱い）とするかについて、ガイドラインのようなものが存せず、職員・所属の自己判断となっていることがわかった。これが、今回のようなお手盛りの原因なのだろう。（もちろん、これがなかったからといって、必要以上の特殊取り扱いを付加することが許されるものではない。）

については、上記陳情事項について執行部に対して求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 （倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-29 (R6.8.19)	福 祉 保 健	「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出について	
<p>▶陳情事項</p> <p>我が国において「手話言語による国歌」が策定されていないことは、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもが国民の1人として、国歌に触れる機会を奪うことに等しいと言わざるを得ない。</p> <p>日本で初めて開催されるデフリンピック東京大会開催を来年に控えている中、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもを含むすべての国民が一体となって国歌を斉唱することができるようにするためには、「手話言語による国歌」が必要不可欠である。</p> <p>鳥取県議会におかれては、「手話言語による国歌」策定を求める意見書を国及び政府に提出するよう陳情する。</p>			
<p>▶陳情理由</p> <p>我が国の「国歌」は「国旗及び国歌に関する法律」において定められており、国家的行事やオリンピックなどの国際スポーツ大会などにおいて音声による国歌斉唱はごく自然に行われており、国民が国歌に触れる機会は多くある。</p> <p>その一方で、上記のような場面において、国歌を手話言語で斉唱することはほとんど行われておらず、また、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては定められていない。</p> <p>そのため、聾学校やスポーツ大会主催団体などが、当該行事においてそれぞれ必要に応じて手話言語で国歌斉唱を行っているが、その際の手話言語の表現は、当該表現を考えた人の解釈に委ねられており、手話言語の表現もそれぞれ異なるため、同じ国歌でありながら手話言語の表現は統一されていないのが現状である。</p> <p>きこえない・きこえにくい人のスポーツの国際総合競技大会の最高峰である「デフリンピック」では、以前から諸外国の選手は、表彰台で自国の手話言語による国歌の斉唱を行っていた。その中で、平成29年にトルコ・サムスンで開催された第23回夏季デフリンピックにおいて、女子バレーボール競技で日本が優勝した際、日本代表選手が、独自の表現ではあるが、初めて国歌の斉唱を手話言語で行った。このことが国内で大きな反響を呼び、「手話言語による国歌」策定の気運が高まってきた。</p> <p>これまで我が国で考えられてきた「国歌に手話表現」の多くは、日本語の歌詞に沿って検討されている例が多く、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもが国歌に親しみ、国歌を斉唱できるようにするためには、日本語の歌詞の手話言語の表現を検討し、統一された「手話言語による国歌」の策定が必要であると考えます。</p> <p>平成25年10月8日、全国初の「鳥取県手話言語条例」を制定した鳥取県議会が率先して国に働きかけていくことをお願いする。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 理事長 下垣 彰則</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-33 (R6.9.3)	生 活 環 境	産業廃棄物管理型最終処分場の設置促進について	
<p>▶陳情事項 県内に産業廃棄物管理型最終処分場が早期に設置されるよう、安全に配慮しつつ、整備促進を図ること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>私ども県内事業者は、循環型社会の構築のため産業廃棄物の発生抑制や再利用に積極的に対応し、処理を行う場合は生活環境の保全を基本に適正処理を行いながら、事業活動を展開している。この産業廃棄物の中には、直接県民生活に密着した廃棄物も含まれており、例えば、医療関係の廃棄物で感染性のあるものは、焼却して安全性を確保しても焼却灰が残るし、家屋解体後の廃棄物は、適正に分別しできる限り再利用しているが、現在の技術ではどうしても廃棄物として処理せざるを得ないものがある。これらの産業廃棄物の内、管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）で最終処分すべきものは、県内に最終処分場が無い場合、全て県外で処理している。</p> <p>一方、県内事業者の多くが利用する近隣府県の最終処分場の残余容量は減少傾向にあることに併せ、廃棄物搬入に対する住民感情への配慮などから、多くの自治体では他県の廃棄物の搬入規制が行われており、近い将来、最終処分先が無くなり、事業活動の停止など県内経済への重大な影響が危惧されるほか、安定した県民生活の持続が困難となることも懸念される。</p> <p>また、廃棄物の長距離運搬は、運転手の長時間労働や人手不足が懸念されるほか、ほとんどが中小零細企業である県内事業者にとって、収益圧迫の一因ともなっている。</p> <p>現在、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが最終処分場を計画され、地元への説明などの県条例による手続きや県による地下水調査を経て、この度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設設置許可申請書が県へ提出されたものと承知している。</p> <p>ついては、この計画の安全性等について厳格な審査を行わせる上で、一刻も早く最終処分場が設置されるよう格別のご尽力をいただくようお願いする。</p>
<p>▶提出者 一般社団法人鳥取県産業資源循環協会 会長 三輪 陽通</p>

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-35 (R6.9.6)	福 祉 保 健	能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の被災状況をふまえ、安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力発電所から5km圏内の地域（予防的防護措置を準備する区域：PAZ）と同様に、配布率を上げるためにより積極的な方法を検討することを求める。

また、事前配布の範囲も30km圏外に拡大することを求める。

▶陳情理由

本年1月1日に起きた能登半島地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であったため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかった。しかし、大地震と原発事故が重なった場合、これまでの避難計画では対応できないことが、次々と可視化された。この過酷な被災状況から、私たちは様々な教訓を得ることができる。

原発事故が起きた場合、様々な放射性物質が放出されるため、被ばくのリスクが高まる。その中で特に影響を受けやすい乳幼児・子どもたちの場合、放射性ヨウ素に被ばくすると、甲状腺がんになる可能性が高まる。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくを防護する働きがある。

島根原子力発電所から30km圏内にある鳥取県境港市と米子市の一部（緊急防護措置を準備する区域：UPZ）の住民は、屋内退避の後、避難（一時移転）の際に安定ヨウ素剤を受け取る計画になっている。けれども、大地震が生じた場合、能登半島地震と同様に、屋内退避や避難ができない可能性がある。屋内退避の際、たとえ家屋が倒壊していなくても、ドアが閉まらない、窓が割れている等の場合は、被ばくを避ける効果が失われる。また、避難の際、亀裂や段差が生じて道路を通行できない場合、スタッフも住民も配布場所にたどり着くことは困難だと考えられる。

また、30km圏外の場合も、大地震による家屋損壊が生じる可能性がある。その場合、30km圏内と同様に屋内退避も避難も困難な状況が生じる。放射性物質がどこまで拡散するかは、事故の規模によるが、上岡直見氏（※）の試算によれば、UPZ圏内を超えて鳥取市まで、一時移転の日安となる毎時20マイクロシーベルトに到達する可能性があることを示している。様々な状況への対策として、安定ヨウ素剤は事前に配布することが必要であると考えます。

※上岡直見氏は、環境経済研究所代表であり、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会委員を務めるなど各地の原発の避難計画を分析・検討している。

原子力規制庁放射線防護企画課が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（令和3年7月21日一部改正）によると、安定ヨウ素剤

は適切なタイミングで服用する必要がある、「放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。また、すでに放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後 8 時間であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている」との記載がある。このように、安定ヨウ素剤は服用のタイミングが重要であり、事前配布により手元に持っている方が、どのような事態にも素早く対応できる。

現在、島根原発から 5 km 圏内の P A Z では、個別に配布会の申込用紙を郵送することにより、43.3%の配布率となっている（令和 5 年度末）。ところが、鳥取県内の U P Z では、職員の方々の努力にもかかわらず、1%に満たない配布率となっている。能登半島地震の被災状況をふまえ、屋内退避も避難もできない可能性を教訓として、乳幼児や子どもたちの生命、健康を守るために、より積極的な事前配布に取り組む必要があると考える。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－44 (R6.9.10)	生 活 環 境	中国電力による県内の「太陽光発電等の出力制御」の現状と島根原発2号機再稼働後の影響、および地域経済への影響を検証することを求める陳情	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県内の再生可能エネルギー発電設備は、防災や電気料金の低減、地域経済の好循環にも寄与する脱炭素電源であるが、島根原子力発電所2号機の再稼働により出力抑制の影響拡大が予想され、強い懸念が広がっている。</p> <p>エネルギーの自給率向上と脱炭素による持続可能な地域づくりは、危機管理の視点から、また、鳥取県の地域経済や産業育成、消費者保護のためにも重要である。島根原発が再稼働する前に、県内の「再エネの出力制御」の現状と再稼働後の影響を中国電力株式会社に確認し、地域経済への影響を検証すること。</p>			
<p>▶陳情理由</p> <p>中国電力株式会社は、「S＋3E（安全性＋安定供給、経済効率性、環境適合）」を島根原発の必要性の根拠と説明してきたが、すべてにおいて、原発の優位性が失われていることが最新の知見から明らかになっている。とりわけ電力価格の高騰や運転停止リスク、複合災害リスクは、地域経済や県民の生活に多大な影響を与え、将来世代へも負の影響を及ぼしかねない。</p> <p>一方、分散型の再生可能エネルギー発電は、防災や電気料金の低減、地域経済の好循環にも寄与する脱炭素電源であるが、昨年から、太陽光発電等の出力制御の影響が急速に広がっている。出力制御は無補償、無制限で実施されるため、地産地消の発電事業者に予測不能な不利益をもたらし、普及を阻害しかねない。鳥取県内でも、発電量の1～3割収入減の事例が散見され、県内主体による発電事業を停滞させる一因となっている。経済産業省の系統WGは、令和5年度に出力制御される電力量は17.6億kWh、約41万世帯分の消費電力量、475億円の価値に相当する量が捨てられる見通しを示した。</p> <p>地産地消の安価な電力が出力制御により活用されないことは、社会的損失であり、脱炭素政策の点でも、産業育成や消費者保護の面でも問題である。島根原発の再稼働により、出力制御の時間や日数が増え、影響が拡大することが強く懸念される。</p> <p>以上から、島根原発2号機が再稼働する前に、県内の「太陽光発電等再生可能エネルギーの出力制御」の現状と島根原発再稼働後の影響を中国電力株式会社に確認し、地域経済への影響を検証していただきたい。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>市民エネルギーとっとり 代表 手塚 智子</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-38 (R6.9.6)	農 林 水 産	主食用米の安定供給に係る意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 主食用米の安定供給に係る意見書の提出をすること。</p>			

▶陳情理由

全国のスーパーから、米が消えた。いわば、令和の米騒動というべき様相を呈し、多くの消費者は買いだめに走った。まるで、オイルショック時のティッシュペーパーの買いだめを思わせるような事態であるが、主食用米が食卓から消える、深刻な出来事である。

原因としては、もともと昨年の猛暑で収穫量が減っていたところ、地震や台風が立て続けに発生し、消費者が買いだめに走ったとか、インバウンドが原因とか、さまざまな原因が指摘されている。報道で知って、さらに買いだめする悪循環が起きている。

一方、2023年産米の作況指数は101で平年並み。一方、「平成の米騒動」を招いた1993年産米の作況指数は73～74だそうで、極度の不良だった。そうして考えると、今年は、とくに凶作というわけではない。需給の乱れが原因のようである。

米は、これまで5キロ1,500～2,000円くらいが相場だったように思う。ここにきて、その2倍近い、5キロ3,000円ないしそれ以上のケースも見られるようになってきた。物価高で国民が苦しむ中、その追い打ちをかけるような事態になっている。

大阪府の吉村知事は、8月26日、「需給がひっ迫しているのであれば倉庫に眠らせておく必要はない」として、備蓄米を放出するよう政府に求めた。一方、坂本農林水産大臣は「今後順次回復していくものと見込んでいる。民間流通が基本となっているコメの需給や価格に影響を与える恐れがあるため、慎重に考えるべき」と備蓄米の放出に否定的な見解を示している。

そもそも、政府の備蓄米は、1993年の「平成の米騒動」を機に、1995年から始まったもので、毎年約20トンのコメを買い入れ、約5年保管し、保管期限を経過する分は飼料用などとして市場に放出する制度である。緊急放出は、農林水産省内での議論を踏まえ、農林水産大臣が判断し、東日本大震災の際にも行われた。政府が放出に慎重になる背景には、

- 1 実際の放出には時間がかかること
- 2 今後新米が流通する
- 3 民間在庫が十分にある
- 4 価格形成に影響を与えないため

のようだ。

緊急放出の有無・是非はさておき、「実際の放出に時間がかかる」点は、機動的な放出ができない点、改善の必要があるし、そもそも台風などが起きた際、少しの買いだめが生じれば、途端に需給のバランスが乱れて、民間在庫（農協などの倉庫を含む。）があるのに、店頭で米がないよ

うな状況は、改善の必要がある。

ところで、今回のコメ不足の背景に、これまでの減反政策を指摘する向きもある。政府は、これまで、米の生産を減らして転作すれば、補助金を出してきた。形式的には、2018年に生産数量目標は終了されたとされるが、その後も、コロナ禍による外食需要の減退や食生活の変化も相まって、収穫量減少は続いている。さらに、追い打ちをかけるのは、燃料や肥料、資材価格などの高騰である。ここに、少しの需給の変化に脆弱な、米の需給が乱れやすい素地があるのかもしれない。食の安全保障を考えても、米の安定供給のため、農家の所得補償についても、踏み込んだ議論が必要なかもしれない。

ついては、県議会として、以下を趣旨とする意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

- 1 このたびのコメ不足を受け、主食用米の安定供給のため、民間と連携しながら、備蓄米の放出の在り方を含め、制度の検討を行うこと。
- 2 食の安全保障の観点から、農家の方が安心して米の生産をできるよう、支援制度を拡充すること。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－24 (R6.7.22)	地 域	公文書施行に係るチェック体制の強化について	
<p>▶陳情事項</p> <p>県議会から執行部に対し、次の事項について求めること。</p> <p>1 公文書開示請求やその他の県庁から対外的に発出される行政文書について、施行前の文書内容のチェックは当然のこと、それがきちんと施行されたかも含め、厳格かつ適切に管理すること。</p> <p>2 開示請求で電子的に施行された文書について、当該送信先電子メールから、開示文書に係る問い合わせ・県民の声などがあつた場合、所属において、円滑かつ適切に答えること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>1 文書開示遅延の発生</p> <p>このたび、鳥取県（県民課）に、ある行政文書の開示請求をした。すると、電子申請をしたにもかかわらず、なぜか開示決定通知書が、郵送で自宅に届いた上（通常、電子申請をした場合、電子文書で施行されることが通例）、当該通知書には、開示の方法が電子交付、開示の実施日が令和6年6月13日（木）と書かれていたにも関わらず、その日になっても文書が電子交付されなかったことから、その翌日14日（金）、たまたま行った中部総合事務所に、本庁の方にその旨伝達しておいてほしいと伝えた。</p> <p>そして、6月17日（月）、本庁にも問い合わせたところ、どうやら、13日の伝達はうまく伝わっていなかったようで、担当者は知らないようだった。</p> <p>結果、公開が、約束の開示日より遅れて、電子メールでなされた次第である。県民課は、約束の期日である6月13日に開示を実施するのを失念していたのだろうと思う。</p> <p>2 県民の声について</p> <p>上述の事態の発生を踏まえ、私は、私のいつも使っている電子メールアドレス（開示請求に係る文書が電子交付されたのと同じのもの）から、県民課のメールアドレス宛に、6月17日、開示請求に係る事務遅延の理由を尋ねた。すなわち、条例において開示決定が15日以内とされているのは、迅速な決定で開示請求者の知る権利に答える趣旨があるはずで、開示決定をしておいて、それが守られないとなると、その趣旨を没却することになる。「文書が適切に施行されているか、期限内に施行されたか否かは、ダブルチェックなど、どのようにされているのか、教えてください。」と質問した。また、県民課職員の電話での接遇や、電子申請について、どうして開示決定が郵送になったのかについても、意見や質問を申し上げたところである。</p>
--

3 本人確認要求のメール

すると、6月26日、県民課から、このメールが本当にあなたかどうか、本人確認をする必要があるなどとして、「【鳥取県庁（県民課）】電子メールの送信者に係る本人確認の実施について」と題する電子メールが届いた次第である。

私は、開示書類が電子交付された電子メールアドレスから、意見や質問を送っているのである。しかも、鳥取県が不祥事（開示請求で、約束の期日を守らなかった。）を起こしておいて、その理由などをそのメールアドレスから質問したら、本人確認させるというのは、大変失礼ではないかと思った。開示請求において、電子申請で施行された文書について、当該電子メールから、開示文書に係る問い合わせ・県民の声などがあった場合、所属において、適切に答えることが必要なはずである。

4 付言

なお、当該本人確認の依頼には、以下のような文言が書かれていた。

「以上4事項全てのお示しがない場合には、当該申請に係る秘密の厳守（個人情報保護）の観点から、個別の行政手続に関することにつき対応はいたしかねますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につき、この電子メールへの返信以外の形式によるメールの送信やお電話での折り返し、下記担当課以外へお問合せをされましても、円滑にはお受けいたしかねますので、あしからずご承知ください。」

形式的に言葉は丁寧のようにみえて、「対応はいたしかねます」、「お受けいたしかねます」。

履行遅滞という不祥事を起こしておいて、この上から目線、高圧的なものの書きぶり、なんとかならないだろうか。県民が見たとき、どう感じるか、きちんと考えて文書施行してほしいと思った。今県庁で頻発している個人情報漏洩も、チェック体制の不備。そして、このような情報公開請求における施行未実施も、チェック体制の不備なのである。

▶提出者

足羽 佑太（倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-25 (R6.7.22)	地 域	書類受付時のチェック体制の強化について	
<p>▶陳情事項 県に提出する申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを執行部に求めること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>このたび、鳥取県中部総合事務所に、申請書類を提出した。すると、令和6年7月4日付けで、中部総合事務所で、当該申請に係る書類を閲覧できることになった旨、通知を受け取った。</p> <p>そこで同月12日、その書類を持って総合事務所に行ったところ、担当者が、「もしかしたら、その申請をされたとき、本人確認にミスがあったかもしれない。もし大丈夫だったらいいのだけど、私も不安になってきた。」「住所の枝番の【-〇】がついていない状態で、本人確認をきちんとやった体裁にしてしまって、実は本人確認を法令に基づいて行っていなかったかもしれない。」と言われた。</p> <p>結果、県は、電話で内部的に協議したところ、「・・・(住所表記)という住所に住んでいる証明の書類を出さないと、開示ができない。」「これまでの移動の履歴を出してほしい。」と、当日になって言われて、閲覧がかなわなかった。ご存知のように、私は、議会にも、この住所で文書を幾度となく出しているし、審査結果通知も、私の住所にきちんと到達している。この前は、陳情の提出期限が早くなりますよという通知文を受け取っている。</p> <p>こうやって、本人確認をして、所属として「閲覧できます」と「組織としての決定」がされているのに、その用紙を持ってきたら、本人確認にミスがありました、閲覧できません、はあんまりでないだろうか。ちょっと、融通があまりにもきかないというか、県民目線から外れた、ロボットみたいな対応だと思うのである。</p> <p>については、当初から、申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを執行部に求めていただきたく、陳情するものである。</p>
<p>▶提出者 足羽 佑太 (倉吉市)</p>

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-26 (R6.7.22)	地 域	県民の声や照会等への適切な対応について	
<p>▶陳情事項 県民の声の回答について、県民の声実施要領等に基づき、適切に対応することを、執行部に求めること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>私は、令和6年5月30日、鳥取県に、県民の声として、県政に係る質問をした。県が決定した内部協議に基づいて、その協議の内容をいまも適切に履行しているか、お尋ねしたいという内容だった。すると、当日、「ご連絡ありがとうございます。状況を確認したうえで、改めて連絡いたします。」と返信があったが、6月10日、つまりおおむね2週間経過しても返信がなかったことから、「あのメールはどうなっていますか？」という旨、催促のメールを送った。しかし、その後、7月12日時点で、一切返信がない。</p> <p>県民の声の処理に係る要領においては、ご承知のように、県民の声は、原則5営業日以内に回答することとされている。また、仮にその期間内に間に合わない場合にも、県民にその旨を適切に伝えるなどして、県民に不安を与えない対応が必要なはずである。</p> <p>平成26年10月14日付けで、未来づくり推進局長・県民課長連名で、各所属に対して次のとおり通知がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属に意見等が寄せられた際には、原則として県民の声の登録をし、県民の声実施要領等に基づき、適切に対応（処理依頼を受けた日から原則5勤務日以内に回答）すること。 ・県民の声に登録しなかった質問等については、法令等の定めがある場合を除き、県民の声実施要領等に準じて適切に対応すること。 <p>については、県民の声やそれに準じる照会などについて、適切な対応を執行部に求めていただきたく、陳情するものである。</p>
<p>▶提出者 足羽 佑太 （倉吉市）</p>

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-28 (R6.7.24)	地 域	県民参画基本条例の趣旨を踏まえた県政の運営について	
<p>▶陳情事項</p> <p>県は、鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、その所掌事務について県民から説明を求められた場合、分かりやすく丁寧な説明を行うことを執行部に求めること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>私は、令和6年7月12日付けで「書類受付時のチェック体制の強化について」という陳情を提出した。この陳情は、おおむね次のとおりである。</p> <p>“このたび、鳥取県中部総合事務所（県民福祉局中部振興課）に申請書類を提出したところ、令和6年7月4日付けで当該申請に係る書類を閲覧できることになった旨、確定的な部長名の決定通知を受け取ったが、実際に閲覧に向いたところ、担当者に「やっぱり本人確認にミスがあったかもしれない。」と言われ、結果、当日、閲覧がかなわなかった” というものである。</p> <p>当該陳情においては、県への申請に係る本人確認が必要な場合、それを適切に行うことを求めている。なお、その書類は、7月22日現在、まだ閲覧できていない。</p> <p>さて、今回、7月22日、中部総合事務所に、（前回、閲覧時には通常本人確認書類を要求されないことから、本人確認書類を持っていなかった）ので当該申請に係る本人確認手続きとして、パスポートを持参した際のことである。そこで、中部総合事務所の担当者を通じ、「パスポートは本人確認書類として使えるか」を県民課に聞いてもらったところ、結論、パスポートは本人確認書類として使えないそうであった。本人確認書類として使えるのは、「鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則」第9条で、次のとおりとされており、これは「限定列举」（すなわち、本人確認書類として、これ以外を許さない趣旨）だということである。</p> <p>（鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則第9条 抜粋）</p> <p>（1） 開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示を受ける者が本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求にあっては、本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認するに足りるもの</p> <p>（2） 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人である</p>			
--	--	--	--

ことを確認するため実施機関が適当と認める書類

しかし、私は限りなく法律の素人だが、この条文のどこをどう見ても「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示を受ける者が本人であることを確認するに足りるもの」との記載があることから、「例示列举」のように思われた。旅券は、旅券法に基づき交付された書類なのだから、本人確認書類として使えないのか確認してほしいと、担当者に再度伝えたのである。すると担当者は、そういう込み入った話になると、あなたが直接県民課に確認してほしいと匙を投げ、確認を拒んできたのである。

今回のケースをあらためて振り返る。

- 1 総合事務所職員の本人確認の方法にミスがあり、閲覧に係る開示決定がすでに出ているにもかかわらず、書類持参をした当日、「やっぱり見せられない。」という事態が発生した。
- 2 後日、本人確認書類として、パスポートを持参した。
- 3 パスポートは、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則に「限定列举」されている本人確認書類に含まれないから、本人確認書類として使えないと言われる。
- 4 しかし、一見して明白に、この記載は「例示列举」のように思われたことから、総合事務所から県民課に聞いて、旅券をこの場で提示して、閲覧ができるか再度確認してほしいと願う。
- 5 「これは、県民課がそう言っているから、そのまま県民課の見解をお伝えしている。足羽さんが例示列举と思われるなら、そういう込み入った話になると、あなたが直接確認してほしい。」と、匙を投げられた。

こうして考えると、中部総合事務所県民福祉局中部振興課は、「パスポートは、本人確認書類として使えない」という点について、重要な疑義があるのだから、「個人情報開示請求に付随した手続き」として、本人確認書類としての可否を、改めて所管課たる県民課に確認してくれても良さそうなものである。実際、担当者も「個人的には、パスポートも本人確認書類として使えると思う。」「県民課は融通のきかないガチガチの対応をしている。」と言っておられた。取次をしてくれなかった理由を、後から担当者に問うと「うちには他にも事務がある中で、全部間に入っているのは煩雑であるし、語弊・齟齬が生じてはいけない。」また、「所管課たる県民課が、限定列举だと言っている。」「県民課に、何度も電話してきて迷惑がられるといけないので、その気持ちを忖度して、こちらとしてもなかなか何度も電話できない。」ということだった。

しかし、慮るべきは、職員間の気持ちの忖度だろうか。今回、私は本人確認のミスで本人確認書類の提示のため、何度も総合事務所を訪れているのである。パスポートを本人確認書類に使えるか、この条文は本当に限定列举なのか、確認してくれるのは、事務の範疇だと思うのである。

(参考) 鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課の所掌事務

中部地震復興支援、防災対策、地方創生、令和新时代創造県民運動推進、NPO法人認証、総合相談、人権に関する相談、公聴活動、情報公開制度、個人情報保護制度、行政手続制度、同和対策、総合芸術文化祭 ほか

鳥取県民参画基本条例にも、

第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。

第5条 県は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づき、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。

とある。

なお、結局、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」（行政機関等向け）において、政令の規定により提示又は提出を求める本人確認書類は例示されており、旅券については「やむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得る

と考えられるもの」に含まれていることが、後から分かった。

いずれにせよ、こういった難しい法律の話はさておき、県は、県民に所掌事務に関する丁寧な説明や事務の取次をする（この場合であれば、旅券が本人確認書類として使えるか、その根拠を答える）のは当然のことだと思ふのである。

については、鳥取県民参画基本条例の趣旨を踏まえ、県は、所掌事務について県民から説明を求められた場合、分かりやすく丁寧な説明を行うことを執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太（倉吉市）

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－34 (R6.9.6)	危機管理	UPZ圏内の避難計画の重要な対策である屋内退避の運用に関する検証結果が明らかになるまで再稼働の延期を中国電力に求める陳情	

▶陳情事項

これまで屋内退避は、島根原子力発電所から30km圏内（UPZ：緊急防護措置を準備する地域）の住民の原子力防災として重要な対策とされてきた。しかし、能登半島地震の被災状況から考え、大地震と原発事故が重なった場合、屋内退避も避難も困難であることが明らかになった。現在、原子力規制委員会に設置されている「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、議論が始まっている。その結果により住民の不安・疑問が払しょくされるまでは、住民の生命を最優先に考え、中国電力に対して再稼働の延期を求めること。

▶陳情理由

米子市の原子力災害時の地域防災計画の「計画の目的」には、「市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする」と書かれている。言うまでもなく、原子力防災の主目的は「被ばくを避ける」ことである。島根原発から30km圏内（UPZ）の場合、原発から放射性物質が放出された後の対策は、屋内退避となっている。

当会では、平成27年から、避難行動要支援者の避難について聞き取り調査などを通して住民の視点から検証を続けてきた。特に、被ばくに影響を受けやすい乳幼児・子どもへの対策、及び、移動により体に負担がかかる高齢者・障がい者などへの対策は、重要である。これまでも屋内退避については、期間が明確ではないため、避難行動要支援者にとって大きな負担になることについて、陳情などで指摘してきた。

この懸念は、本年元旦に起きた能登半島地震の被災状況から考え、より具体的に可視化された。家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起などが生じた場合、屋内退避も避難も難しく、被ばくを避けるための対策がさらに困難になっていくと推測できる。

疑問1 原子力規制委員会委員長は、原子力防災よりも自然災害による人命への直接的なリスクを優先するようにと説明しているが、状況次第でどのような空間線量になるか分からないにもかかわらず、被ばくを許容することを勧めているようにみえる。特に乳幼児や子どもについて、被ばくしたことによる命や健康への影響は考えなくて良いのか。

疑問2 大地震などとの複合災害により、窓や戸口など一部が損壊している場合、屋内退避の効果はどのくらいなのか。どこまでなら、コンクリート屋内退避施設に避難すべきなのか。

疑問3 家屋が一部損壊した場合、被ばくリスクの情報もないまま、自宅に残るか残らないかを住民に判断させるのは、無理ではないのか。

疑問4 在宅の高齢者や障がい者の家屋が倒壊してコンクリート屋内施設等に移動するのは、困難ではないのか。

疑問5 大地震による家屋倒壊などで救助が必要な時に原発事故が起きた場合、被ばくの危険を冒してまで、民間企業やボランティアが救助活動をすることはできないのではないのか。被ばくを避けるために、救助を担う人数が減り、救助が遅れることはないのか。

避難行動要支援者の視点で考えれば、上記のような現実的な疑問が湧いてくる。

今は、国の検討により、屋内退避の実効性が示されるまで、島根原発2号機の再稼働を延期することが、住民の生命、身体及び財産を守る最善の方法であると考えます。

▶提出者

原子力防災を考える県民の会 共同代表 山中 幸子

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－36 (R6.9.6)	危機管理	住民の安全な避難を確保するため、屋内退避に関する対策及び災害対策が実行されるまで、島根原発2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	

▶陳情事項

原発で重大な事故が発生した際には、原発から5～30km圏内住民には、環境中の放射線量が避難指示基準に達するまでの間を屋内退避するよう求められている。

しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災状況からは、大地震と原発事故が重なった場合、屋内退避も避難も困難を極める状況が発生することが顕在化した。この状況を受け、現在、原子力規制委員会に設置された「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、議論が開始されている。

原子力災害発生時において、住民の放射線による影響をできるだけ低減するために防護策を定める原子力災害対策指針は、決して住民が無用に多大な被ばくをすることを容認してはいない。住民の無用な被ばくを避け、安全な避難を確保するために、原子力規制委員会による屋内退避に関する検討結果はまとめられ、確実に「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」にも反映されなければならない。

また、災害発生時の被害をできるだけ小さくするための対策は、国と自治体の責任で行われることも欠かせない。これらの住民の安全な避難対策が確実に実行されるまでは、住民のいのちを第一に考え、中国電力に対して再稼働を中止するよう求めること。

▶陳情理由

原子力災害発生時においては、島根原子力発電所から30km圏内（UPZ）では5km圏内住民の避難が完了し、避難指示発出の基準となる一定の放射線量が計測されるまでは屋内退避が求められている。このことは、「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」に明記され、内閣府が確認した「島根地域緊急時対策」では、複合災害発生時においては「地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施する」とされている。また、全面緊急事態となり、続く余震によって屋内退避が困難であれば、別の避難所又はUPZ外の避難所に避難することとなっている。

しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、多くの道路が損壊し、志賀原子力発電所30km圏内において最大8地区・約400人が8日間にわたって孤立状態となっていた。また、家屋の損壊により自宅内に留まることができなくなった住民も多く、避難所にも入れず、車庫や自家用車の中、ビニールハウスの中などで過ごす住民もいた。倒壊家屋の下敷きとなり、救出を待ち続ける住民もいた中、北国新聞（8月1日付）が報じるように、救助の前提である通れる道を把握することが困難を極め、石川県警も輪島、珠洲には当日は誰もたどり着けなかったのが実態である。そこへ原発事故が重なってれば、漏れ出した放射性物質が迫り、志賀原発周辺住民は一層の被ばくを強いられていたことだろう。

この能登半島地震を経て、原子力規制委員会では「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」が設置され、来春の取りまとめをめ

ざして議論が続けられている。原子力災害発生時において、住民の放射線による影響をできるだけ低減するために防護策を定める原子力災害対策指針は、決して住民が無用に多大な被ばくをすることを容認してはいない。原子力規制委員会による屋内退避に関する検討は、住民の無用な被ばくを避け、安全な避難の確保に資するためにまとめられることを期待したいと思う。そして、その結果は、確実に「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」にも反映されなければならない。

また、自然災害発生時の被害をできるだけ小さくするための道路や橋梁の損壊防止対策や家屋の耐震化等への対策は、国と自治体の責任で行われることも欠かせない。

これらの住民が安全に避難することができるための対策が確実に実行されるまでは、住民のいのちを第一に考え、中国電力に対して再稼働を中止するよう求めている。また、

▶提出者

さよなら島根原発ネットワーク・鳥取 共同代表 新田 ひとみ

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-37 (R6.9.6)	危機管理	中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の被災状況から、大地震と原発事故が重なった場合、避難計画の大きな柱である屋内退避や避難を実施することは大変困難であることが明らかになった。また、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定した日本は、原発推進へと大きく舵を切ったが、原発を巡る状況は著しく変化しており、原発はリスクだけでなくコストも高い電源となった。「住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する」ために、島根原発2号機の再稼働の中止を中国電力に求めること。

▶陳情理由

本年1月1日に、石川県能登地方を震央とするM7.6の地震が発生し、志賀町では最大震度7が観測された。これは石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。この地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であったため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかった。しかし、大地震と原発事故が重なった場合、これまでの避難計画では対応できないことが明らかになった。

一方、志賀原発の事例は、原発を稼働しなければ、大規模な放射能汚染が起きないことを示している。つまり、原発事故による最悪の事態を防ぐ効果的な方法は、原発を再稼働しないことである。

令和3年に原子力規制委員会による新規規制基準適合性審査が終了した後、私たち住民は「島根原子力発電所に関する住民説明会」で、原子力規制庁、内閣府、経済産業省資源エネルギー庁、中国電力から、それぞれ説明を受けた。当時のエネルギー基本計画の説明では、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」ことになっていた。ところが、令和5年に突然閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」により、原則40年とされていた原発稼働期間が停止期間を含めると60年を超えて延長できる等の法制度を含めた重大な変更があった。それにもかかわらず、資源エネルギー庁は、島根県・鳥取県の住民に対して、この重大な変更について説明をすることはなかった。

世界の脱炭素の潮流の中で、原発はコストが高く、建設期間が長くかかるため気候変動を止めるには時間がかかり過ぎることが明らかになった。そのため、再生可能エネルギー100%を目指す国も出てきた。一方、原発推進の日本では、原発の様々なコストを電気代に上乗せする仕組みが強化される傾向が見られる。令和6年8月20日のNHKニュースによると、「原子力発電の活用を議論する経済産業省の審議会が開かれ、電力会社が新たな原発の開発や建設に必要な資金を調達するための支援策を求めたのに対し、出席者からは国民全体に必要性を問うべきだといった慎重な意見も出されました」と、状況が報じられている。令和3年に住民説明会で私たちが聞かされた「経済性 (Economic efficiency)」の

根拠は、失われつつある。

以上のように、原発を巡る状況は、激しく変化しており、令和3年に私たちが聞いた説明とはかけ離れたものとなりつつある。この変化は、今後ますます大きくなる可能性がある。

コストが高く、リスクも高い原発の稼働中止を強く求める。

▶提出者

脱原発しよいやinとっとり 共同代表 田村 真弓

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－40 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策に関して、鳥取県内における住民の納得と了解が得られるまで島根原発2号機の再稼働を見合わせることを求める陳情	

▶陳情事項

本年4月、鳥取県と米子市、境港市が能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策を示すよう国及び中国電力に申入れをされたことに対して、8月9日に回答が示された。しかし、この回答について鳥取県側の分析・見解も含めて、鳥取県内の住民が詳細に内容を理解し、島根原発再稼働に対する不安が払拭されたという段階には至っていないと思われる。こうした現状を踏まえて、私たちは次の2点について陳情する。

- 1 国及び中国電力に対して、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して、鳥取県内各地で住民説明会を開催するよう要請すること。
- 2 上記1の住民説明会により鳥取県内の住民から島根原発の安全対策に対する納得と了解が得られるまでは、中国電力に島根原発2号機の再稼働停止を求めるよう、国に対して意見書を提出すること。

▶陳情理由

本年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県の地域防災計画の想定を上回るM7.6、最大震度7を記録し、甚大な被害を及ぼした。この地震により、被災地では、道路や情報伝達手段が寸断されたことで避難や救助が難航したほか、家屋の倒壊や焼失なども大規模に起こったため、原発事故が発生した場合に考えられる屋内退避や避難という基本的な放射線防護対策の実施が困難なことが明らかになった。また、石川県の志賀原子力発電所では、地震に際して多くのモニタリングポストからデータが得られない事態となり、避難計画を出す前提の段階である現状把握も難しくなる恐れがあることが露呈した。

鳥取県では、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震と2度にわたる大きな地震を経験し、本県住民の多くが、隣県である島根県での原発再稼働に対しては大きな不安と懸念を感じている。まずは、島根原発周辺で巨大地震が発生する可能性は本当にはないと言えるのか、その際に原子炉や周辺設備の安全性は確保されているのか。そして、地震発生後に倒壊などの危険にさらされず安全な屋内退避ができる施設がどれだけ確保できるのか、道路の寸断が起こった場合に迅速な住民の避難・救助を行う方策があるのかといった基本的な安全対策について、能登半島地震を最新のケースとしての想定に加えたうえで丁寧に分析し、広く鳥取県内の住民に対する説明を行ったうえで、具体的なケースを想定した質問も受け付け、課題点があれば早急な改善を図るよう国と中国電力に求める必要がある。

こうした説明会を受けて、本当に安全対策が万全であると、鳥取県内住民から納得と了解を得られるまでは、島根原発2号機を再稼働する段階には無いと思われるので、国から中国電力に対して再稼働の見合わせを求めるように、地方自治法第99条の規定に基づき国へ意見書を提出していただくようお願いする。

▶提出者

鳥取県反核・平和の火リレー実行委員会 実行委員（陳情担当） 坪倉 潤也

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-41 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に対して、国と中国電力への再度の照会と、中国電力に対して島根原発2号機の「再稼働の了解」を一旦撤回することを求める陳情	
<p>▶陳情事項</p> <p>1 国・中国電力に対して、今後の活断層の連動に関する新知見や来春の規制委員会「原子力災害対策指針」の「屋内退避」運用見直し後に、再度回答するよう求めること。</p> <p>2 上記1に関連して、当面、自然災害や原発事故への県民の不安を解消するために、島根原子力発電所2号機の「再稼働への了解」を一旦撤回すること。</p>			

▶陳情理由

本年4月3日の平井鳥取県知事の国・中国電力への照会は、同年7月20日開催の原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）や国との意見交換の場で平井知事が意見表明されたように、本年1月の能登半島地震による住民の原発事故に対する不安からの行動であると考え。

この回答では多くの不明な点や問題点があるが、次の二点を指摘させていただく。

一つ目は、能登半島地震で起きた活断層の150kmにもわたる連動と20km離れた富来川南断層が動いたことについての回答である。

規制委員会の回答では、「ただちに規制に反映すべき新たな知見は得られていません」としている。しかし、回答でも言及されている3月27日開催の「技術情報検討会」では、「中間報告的な位置づけ」で「知見の更新が今も図られて」いて、「規制上の取扱いについて検討」されることが報告されている。この回答をもって住民の宍道断層と鳥取県沖断層との連動の不安が解消できるとは思えない。最低でも「規制上の取扱いについて検討」の結果を待つべきと考える。

中国電力は、本年2月22日開催の境港市安全対策協議会で「調査チームを作り、断層連動も含めて最新知見の有無を調査しているところ」と答えているが、結果を未だ住民に示していない。現時点での調査の状況等を詳細に報告すべきである。連動の可能性が否定できなければ、原発の基準地震動の設定にも影響が出てくる。最低でも調査結果が出るまでは再稼働を延期すべきである。

もう一点は、複合災害時の避難計画の修正の問題である。

本年4月3日の平井知事の規制委員会への照会では、「『屋内退避の運用』についての検討は、…地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか」と聞いているにもかかわらず、規制委員会の回答では、「屋内退避の検討チームで議論を行っている」として、明確な回答を避けている。「屋内退避」の運用の見直しについては、来春になるとの報道がある。能登半島地震のような地震との複合災害の場合、UPZの原則「屋内退避」が変更される可能性があり、現在の避難計画を変えなくてはいけなくなる。規制委員会は検討チームの議論を待ち、再度回答すべきだと考える。

これらの回答の問題点や不明な点を再度照会していくべきと考える。

▶**提 出 者**

憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県 代表 三浦 敏樹

原水爆禁止鳥取県民会議 代表 細砂 直

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－42 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情	
<p>▶陳情事項</p> <p>1 国及び中国電力に対して、能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会を開催するよう要請すること。</p> <p>2 県議会としても、国・中国電力の回答について、県民の不安を解消できるものであるか検証すること。</p>			
<p>▶陳情理由</p> <p>本年1月の能登半島大地震では、多数の死者や行方不明者、負傷者、避難生活者が発生するなど、未曾有の被害が起きた。志賀原子力発電所は幸いにも運転停止中であったこともあり、過酷事故には至らなかったが、2系統の外部電源を喪失、非常用発電機の故障等が発生した。日本海側の地形的にも似ている鳥取県民の多くは、不安な気持ちを抱えながら、12月の島根原発2号機の再稼働を迎えようとしている状況である。</p> <p>本年4月の県と2市による国・中国電力への照会は、この住民の原発事故に対する不安から行われたものであると考える。そして、8月9日に回答が示されたが、この回答が住民の不安を解消できるものであるか、貴議会としても検証する必要があると考える。その前提として、本年8月9日開催の県原子力安全対策プロジェクトチーム会議で県知事が発言されたように、住民に対して、この回答を説明する機会が必要であると考えられる。</p> <p>能登半島地震では、北陸電力も想定していなかった150kmにもわたる活断層の連動が起きた。また、震源となった断層から20km離れた内陸の断層（富来川南岸断層）も動いていたことが明らかとなっている。この「新たな知見」により、宍道断層と鳥取県沖断層の連動は起きないのかという不安が高まっている。</p> <p>また、この地震で、原発の重大事故との複合災害時の避難計画は大丈夫かと不安な声は多くある。能登半島では、通行止め等で集落が孤立し避難・救援ができないという状況が何日間も続いた。島根原発近傍の「宍道断層」による地震が発生した際にも、同様の事態が生じることは十分に考えられる。</p>			
<p>▶提出者</p> <p>憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県 代表 三浦 敏樹 原水爆禁止鳥取県民会議 代表 細砂 直</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－43 (R6.9.10)	危機管理	島根原発の「安全性、安定供給、経済性、環境適合（S＋3E）」の現状と課題を県民に説明するまで、2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	
<p>▶陳情事項</p> <p>原子力発電（以下、「原発」という。）をめぐる最新の知見や国際的な動向をふまえると、中国電力株式会社の島根原子力発電所は、「S＋3E」に関し複合的な課題を抱えている。電力価格の高騰や運転停止リスク、複合災害リスクは、地域経済や県民の生活に多大な影響を与え、将来世代や移住を希望する人々へも、負の影響を及ぼしかねない。</p> <p>地方自治体による危機管理の視点から、また、鳥取県の地域経済と消費者保護のために、島根原発の「S＋3E」の現状と課題を中国電力株式会社が明らかにし、県民に説明するまで、島根原発2号機の稼働中止を中国電力株式会社に求めること。</p>			

<p>▶陳情理由</p> <p>日本では「S＋3E」＝「安全性（Safety）を大前提として、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に実現する考え方」が、エネルギー政策の基本方針とされているが、「S＋3E」すべてにおいて、原発の優位性が失われていることが、最新の知見から明らかになっている。</p> <p>＜経済効率性＞</p> <p>経済産業省の発電コスト検証WGでは、原発の発電コストは上昇する一方、太陽光や風力の発電コストは低下し、令和12年には太陽光発電が最も安い電源になると試算されている。</p> <p>日本で原発の商業運転が始まって約58年たつが、原発事業者は、同省の原子力小委員会で「投資・コスト回収の予見性が低下、電源投資判断が困難」として、追加的な支援策を求めている。原発のコストはすでに託送料金にも上乘せされているが、さらに容量市場、長期脱炭素電源オークションといった新制度によって、原発事業者は追加収入を得て原発を維持・建設し、その追加コストを国民（税金）や需要家・消費者（電気代）が負担しているのが現状である。</p> <p>＜安定供給・安全性＞</p> <p>気候変動に関する科学的知見として、異常気象に対する原発の脆弱性が指摘されている。気温や海水温、海水面が上昇し、気象現象が激化することで、原発施設の損傷、熱波等による発電効率の低下、取水・排水障害など、出力低下や稼働停止せざるを得ない状況がフランスなどで生じている。原発は巨大な発電設備であり緊急停止による影響が大きいため、ブラックアウトのリスクに備え、バックアップ電源として火力発電を維持せざるを得ない。</p> <p>＜環境への適合＞</p> <p>使用済み核燃料再処理工場について、先月末、27回目の稼働延長が発表されている。島根原発1号機の使用済み核燃料の輸送や適切な処理が</p>			
---	--	--	--

滞っている。

輸送されない核燃料が各地に存在するなか、日本全体で地震リスクが高まっている。さらに近年、原発施設の軍事的占拠やエネルギーインフラの破壊なども実際に起きている。

令和3年ごろに中国電力が説明会等で提供した古い情報は、実態とかけ離れていることは明らかである。また、島根原発のコストや稼働期間の20年延長への変更やリスクについて丁寧に情報を提供することは、原発事業者の当然の責務と捉えられるが、これまで実施されておらず、県内の産業や消費者に与える影響は不透明なままである。

以上から、島根原発2号機が再稼働する前に、島根原発の必要性の根拠と説明されてきた「安全性、安定供給、経済性、環境適合（S＋3E）」の現状と課題を理解し、地方自治体や住民が主体的に向き合い、将来のリスクや稼働の妥当性を検証することは、地域自治や危機管理の点で、非常に重要と考える。

▶提出者

市民エネルギーとっとり 代表 手塚 智子